

○東海村イノベーション創出支援補助金交付要綱

平成31年3月28日

告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の育成を図るため、自らが先端技術の活用等による新たな製品若しくは技術の開発若しくは高付加価値化若しくは生産性の向上又は省エネ機器等の導入により脱炭素経営を目指す村内の中小企業者に対し、これらに必要な経費の全部又は一部について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、東海村補助金等交付規則（平成18年東海村規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令2告示49・令5告示19・令6告示53・一部改正)

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる中小企業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者とする。

- (1) 村内に事業所又は事務所を有する中小企業者
- (2) 同一の申請内容で過去に他の公的機関等から補助金等の交付を受けていない中小企業者
- (3) 村税に未納がない中小企業者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行うもので、次に掲げる事業のいずれかとする。

- (1) 補助対象者自らが先端技術を活用し、又は設備投資を行うことにより、新たな製品若しくは技術の開発又は高付加価値化を目指す事業（以下「製品・技術開発等事業」という。）
- (2) 補助対象者自らが先端技術を活用し、又は設備投資を行うこ

とにより、生産性の向上を目指す事業（以下「生産性向上事業」という。）

(3) 補助対象者自らが省エネ機器等を導入することにより、脱炭素経営を目指す事業（以下「省エネ機器等導入事業」という。）

（令2告示49・令5告示19・令6告示53・一部改正）

（補助対象事業の期間）

第4条 補助対象事業は、原則として単年度内において完了させなければならない。ただし、製品・技術開発等事業にあつては、当該事業の目的を達成するために年度を越えて行う必要があると村長が認める場合に限り、2箇年度を限度とすることができる。

2 前項ただし書の場合にあつては、予算の定めるところによりそれぞれ年度ごとに補助金の交付を受けることができる。

（令2告示49・令6告示53・一部改正）

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、原則として第7条の規定による補助金の交付の決定（以下「補助金の交付決定」という。）の後に支払った別表第1に掲げる経費とする。ただし、前条第1項本文の規定により単年度内において補助対象事業を完了させ、又は同項ただし書の規定により2箇年度を限度としそれぞれの年度内においてそれぞれに製品・技術開発等事業の一部又は全部を完了させるために、補助対象経費のうち補助金の交付決定の前にやむを得ず支払なければならないものと村長が認めるものについては、この限りではない。

（令2告示49・全改・令6告示53・一部改正）

（補助金の額）

第6条 第4条第1項本文に係る補助金の額は、別表第2の左欄に掲げる補助対象事業に応じた補助対象経費の総額に同表の中欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。ただし、この算出した額が同表の右欄に

掲げる限度額を超える場合は、当該限度額を補助金の額とする。

- 2 第4条第1項ただし書に係る補助金の額は、前項の規定を準用する。
この場合において、前項本文中「補助対象経費」とあるのは「2箇年度それぞれの補助対象経費」と、「乗じて」とあるのは「それぞれ乗じて」と読み替え、前項ただし書中「この算出した額」とあるのを「この算出したそれぞれの額」と、「補助金」とあるのは「2箇年度それぞれの補助金」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定により算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(令2告示49・一部改正)

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、村長が別に定める期間に、東海村イノベーション創出支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) 補助対象者の主な事業内容、社歴等の概要を説明する資料
 - (4) 登記事項証明書(個人の場合にあっては、住民票)
 - (5) 村税に未納がないことの証明書
 - (6) 前年度の決算書の写し
 - (7) 補助対象経費の内訳が確認できる書類(契約書、見積書等の写し)
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 2 第4条第1項ただし書に係る補助金の交付を受けようとする者は、初年度の申請にあっては申請書に当該年度に係る内容を記載した前項に掲げる書類のほか、2箇年度に係る内容を記載した同項第1号及び第2号の書類を添えて村長に提出し、最終年度の申請にあっては当該

年度に係る内容を記載した同号の書類のほか、同項第5号から第7号までの書類を添えて村長に提出しなければならない。

3 同一年度に補助金の交付を申請できる補助対象事業の数は、1補助対象者につき1とする。

4 補助金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度（第4条第1項ただし書に係る補助金の交付を受けた者にあつては、当該交付を受けた最終年度をいう。）の翌年度及び翌々年度にあつては、当該補助金の交付申請を行うことができない。

（令2告示49・令6告示53・一部改正）

（補助金の交付決定）

第8条 村長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査の上、補助金の適否を決定し、東海村イノベーション創出支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の申請の内容を審査する場合は、次条に規定する東海村イノベーション創出支援事業選考委員会を開催し、その意見を聴くものとする。ただし、第4条第1項ただし書に係る補助金の初年度の申請の内容を審査するに当たって、当該委員会から最終年度の事業内容を含めて補助金の交付について妥当性が認められる旨の意見があつた場合は、当該補助金の最終年度の申請の内容の審査に当たっては、当該委員会から意見を聴いたものとみなす。

（令2告示49・一部改正）

（東海村イノベーション創出支援事業選考委員会）

第9条 公平な補助対象事業の選考に資するため、東海村イノベーション創出支援事業選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員6名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

（1） 学識経験者

- (2) 産業技術，中小企業経営又は金融に専門知識を有する者
 - (3) 村職員
 - (4) 前3号に掲げる者のほか，村長が必要と認める者
- 3 委員会に委員長及び副委員長1名を置き，委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長は，会務を統括する。
- 5 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。
- 6 委員会の会議（以下「会議」という。）は，委員長が招集し，議長となる。
- 7 会議は，委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 8 会議の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
- 9 緊急を要するために会議を招集する時間的余裕がなく，かつ，軽易な内容と委員長が認める補助金の申請の選考については，持ち回り選考をもって会議に代えることができる。
- 10 第8項の規定は，前項の持ち回り選考について準用する。この場合において，前条中「会議」とあるのは「持ち回り選考」と，「出席委員」とあるのは「委員」と，「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。
- 11 委員長は，必要があると認めるときは，会議に関係者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。
- 12 委員長は，会議の結果を村長に報告するものとする。
- 13 委員会の庶務は，産業政策課において処理する。

（令2告示49・令4告示36・一部改正）

（事業の変更又は中止）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は，やむを得ない理由により補助対象事業を変更し，又は中止しよう

とするときは、東海村イノベーション創出支援補助金交付決定変更（中止）承認申請書（様式第5号）により村長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な補助対象事業の変更については、この限りではない。

2 前項ただし書の軽微な補助対象事業の変更とは、事業の目的及び計画以外の変更で次に掲げるものとする。

（1） 変更前の補助金交付決定額からの減額が20%以内の変更

（2） 補助対象経費の各経費区分間における20%以内の金額の配分変更

3 村長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、変更又は中止の適否を決定し、東海村イノベーション創出支援補助金交付決定変更（中止）承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

4 前項の規定による審査のうち第1項ただし書を除く補助金の補助対象事業の変更に係る申請の内容を審査する場合は、第8条第2項の規定を準用する。この場合において、第8条第2項本文中「申請の」とあるのは「補助対象事業の変更に係る申請の」と、「次条」とあるのは「第9条」と読み替え、同項ただし書中「申請の」とあるのは「補助対象事業の変更に係る申請の」と、「事業内容」とあるのは「変更する事業内容」と読み替える。

（令2告示49・一部改正）

（補助金の実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該補助年度の3月末日のいずれか早い日までに、東海村イノベーション創出支援補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

（1） 成果書（様式第8号）

(2) 収支決算書(様式第9号)

(3) 補助対象経費の支払を証する書類の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
(補助金の確定)

第12条 村長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の結果が補助金の交付決定の内容と適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東海村イノベーション創出支援補助金確定通知書(様式第10号)により補助事業者へ通知するものとする。ただし、補助金の交付確定額が交付決定額と同額である場合は、この限りではない。

(令2告示49・令6告示53・一部改正)

(補助金交付の時期及びの請求)

第13条 村長は、補助事業者が補助対象事業を完了した後において、補助金を交付するものとする。ただし、村長が必要と認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払で交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、東海村イノベーション創出支援補助金交付請求書(様式第11号)により村長に請求しなければならない。

(虚偽等による交付決定の取消し)

第14条 村長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、東海村イノベーション創出支援補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 村長は、第10条第3項の規定により補助対象事業の変更若しくは交付決定の中止を承認した場合又は前条の規定により交付決定の取消しを決定した場合において、既に交付した補助金があるときは、

東海村イノベーション創出支援補助金交付決定変更超過交付（中止・取消し）分返還通知書（様式第13号）により，期限を定めて，当該変更，中止又は取消しに係る補助金を返還させなければならない。

（令2告示49・令6告示53・一部改正）

（補助対象事業の公表及び成果の発表）

第16条 村長は，補助事業者の名称，製品開発等（第3条第1号に規定する新たな製品若しくは技術の開発又は高付加価値化及び同条第2号に規定する生産性の向上をいう。）の名称を公表し，又は補助対象事業の成果を補助事業者に発表させることができる。

（令2告示49・令6告示53・一部改正）

（帳簿等の整備等）

第17条 補助事業者は，補助金に係る経理について，その収支を明らかにした帳簿その他書類等を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の末日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

2 村長は，前項に規定する期間において，必要に応じて関係書類の提出を求めることができる。

（財産処分の制限）

第18条 補助事業者は，補助対象事業により取得し，又は効用の増加した機械，装置等の財産で価格が50万円以上のものを，補助金の交付の目的に反して使用し，廃棄し，売却し，譲渡し，交換し，貸し付け，又は担保に供す場合は，東海村イノベーション創出支援補助金財産処分承認申請書（様式第14号）により，村長の承認を得なければならない。ただし，補助対象事業が完了した日の属する年度の3月末日の翌日から起算して5年を経過した場合は，この限りではない。

2 村長は，前項の規定による申請があったときは，東海村イノベーション創出支援補助金財産処分承認（不承認）決定通知書（様式第15号）により補助事業者に通知するものとする。この場合において，承認決定に係る財産を補助事業者が処分したことにより当該補助事業者

に収入があったときは、東海村イノベーション創出支援補助金財産処分金分返還通知書（様式第16号）により、期限を定めて、補助事業者に交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させるものとする。

（令2告示49・一部改正）

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第49号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第36号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第19号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第53号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

（令4告示36・一部改正）

補助対象経費	内容等
原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
設備費	機械装置又は工具器具の購入、建造、改良、据付け、借用等に要する経費
外注費	製造、改良、加工、試験分析、設計、実験、デザイン、技術コンサルタント、システム開発等の外注に要する経費

謝金	専門家に対する謝金等
旅費	専門家に係る交通費等（ただし、公共交通機関の利用を原則とする。）
事務費	印刷製本費，資料購入費，通信運搬費，借料又は損料，調査研究費，広告宣伝費，通訳料，翻訳料，消耗品費等
産業財産権取得費	特許権，実用新案権，意匠権又は商標権の取得に要する経費
人件費	研究開発に従事する者に係る人件費（ただし，情報サービス業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類Gのうち，中分類39の情報サービス業をいう。）に係る人件費に限る。）
その他の経費	その他村長が必要と認める経費

別表第2（第6条関係）

（令2告示49・令5告示19・令6告示53・一部改正）

補助対象事業	補助率	限度額
製品・技術開発等事業	2分の1	200万円
生産性向上事業	2分の1	100万円
省エネ機器等導入事業	2分の1	100万円